

お客様各位

Profit 電子処方箋 ～マスターメンテナンスについて～

Profit にて電子処方箋を導入するにあたり、以下のマスターのメンテナンスを行います。
メンテナンス關しまして、内容のご説明ならびに、お願い事項がございますので、ご一読頂
けますようお願い申し上げます。

【マスターメンテナンス内容】

・薬品マスター

一般名処方薬品について、厚労省の一般名マスターとの紐付けを行います。

※薬品名称に【般】とついている、または、「処方せん一般名称」にチェックが入つてい
る薬品マスターについてのみメンテナンス致します。

※登録されている一般名称と、厚労省マスター一覧の一般名称で合致するものが無い場
合、業者設置時には、メンテナンス時に確認し、適宜登録致しますが、確認の上でも、
該当ない場合は、紐付け実施されない場合もございます。

その場合でも、下述の通り、紐付けされていなくても使用（処方）可能です。

※新たに薬品マスター、一般名処方の薬品マスターを登録される場合は、お客様にて
Profit のランチャー<ドキュメント：電子処方箋資料>の「マスター登録」を
御覧いただきご登録頂けますようお願い申し上げます。

<解説>

※厚労省の一般名マスターは、電子処方箋にて使用いたします。

処方した薬品について、紐付けられた厚労省の一般名マスターにてアップロードされ
調剤薬局に共有されます。

この厚労省の一般名マスターの紐付けが無い薬品マスターでも使用（処方）可能です。

※一般名処方薬品でなくとも使用（処方）可能です。

※一般名処方とは・・・

お薬の有効成分をそのまま お薬名として処方することです。

これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数 あれば先発医薬品、後発医薬
品（以下、ジェネリック医薬品）を ご自身で選ぶことができます。

・投薬用法マスター

投薬用法マスターについて、電子処方箋で利用する厚労省マスターの紐付けを行います。

※標準でご提供しておりますNo. 1～12についてのマスターは予め紐付け実施済みです。

※No. 13以降について、メンテナンス致します。

※＜用法内容＞に記載の文言と、厚労省マスターの＜名称＞で一致する項目がない場合、業者設置時には、メンテナンス時に確認し、適宜登録致しますが、確認の上でも、該当ない場合は、紐付け実施されない場合もございます。
その場合でも、下述の通り、紐付けされていなくても使用可能です。

※用法補足（部位）については、調剤薬局に用法意外に補足したい場合に使用します。
未入力でも使用可能です。

※新たに投薬用法マスターを登録される場合は、お客様にてProfitのランチャー＜ドキュメント：電子処方箋資料＞の「マスター登録」を御覧いただきご登録頂けますようお願い申し上げます。

＜解説＞

投薬用法の厚労省マスターは、紐付けられた厚労省マスターで電子処方箋データとしてアップロードされ、調剤薬局に共有されます。

この投薬用法の厚労省マスターの紐付けが無いマスターでも使用可能です。